

ふるさと文化財の森システム推進事業実施要綱

平成18年10月17日
平成23年4月1日改正
平成30年10月1日改正
文化庁長官決定

1. 目的

文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者を育成し、またこれらの資材や技能の確保等に関する普及啓発活動を行うふるさと文化財の森システムを推進する。

2. 事業内容および実施方法

ふるさと文化財の森システムを推進するため以下の事業を実施する。

(1) ふるさと文化財の森の設定

- ① 文化庁は、文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林としてふるさと文化財の森を設定する。
- ② 設定は、資材毎に別に定める設定要件を満たした土地の範囲を対象に行なう。
- ③ 設定は、ふるさと文化財の森候補地所有者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の申請に基づき行なう。
- ④ 設定は、所有者等に通知して行うものとし、所有者等に設定書を交付する。
- ⑤ 文化庁は、ふるさと文化財の森が設定要件を満たさなくなったとき、その他特別の理由があるときは設定を解除する。
- ⑥ 設定及び解除は、ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会の助言を得て行う。
- ⑦ 文化庁は、ふるさと文化財の森の所有者等を顕彰する。
- ⑧ 文化庁は、ふるさと文化財の森の所有者等に対して説明板を供与する。
- ⑨ 文化庁は、ふるさと文化財の森の候補地調査及び設定後のモニタリングを行う。
- ⑩ ふるさと文化財の森の所有者等に対して、文化財建造物の保存のために必要な良質な資材の生産及び文化財建造物の保存事業への積極的な資材供給並びに伐採計画等の情報公開に努めることを求める。
- ⑪ ふるさと文化財の森の所有者等に対して、ふるさと文化財の森を資材採取等の研修及び文化財修理用資材等に関する普及啓発に活用することについて協力することを求める。

(2) 資材採取等研修事業の実施

資材採取等の技能の向上と後継者の養成を図るため、資材採取等研修を実施する。

(3) 文化財修理用資材等に関する普及啓発事業の実施

- ① 文化財修理用資材等に関する普及啓発事業として、公開セミナー、研修、体験学習、展示、修理現場公開等を行う。
- ② 事業は、地方公共団体、民間活動団体等で、事業の適切な事務処理を行うことができると認められるものに委嘱して、若しくは文化庁が実施する。

(4) 研修及び普及啓発のための施設への支援

文化財建造物の保存のために必要な植物性資材採取等のための研修及び普及啓発のための資料展示等を行なう地域拠点施設として地方公共団体が設置するふるさと文化財の森センターを支援する。

(5) 管理業務への支援

植物性材料の供給の安定化及び促進を図るため、ふるさと文化財の森の所有者等に対して、文化財建造物保存修理に使用される資材の育成に必要な管理業務を支援する。

3. ふるさと文化財の森システム推進事業専門委員会の設置

(1) 設置の目的

文化庁がふるさと文化財の森システム推進事業を促進するにあたり、その適切な執行のため、当該分野の専門家及び学識経験者等より意見を聴取することを目的に設置する。

(2) 協議事項

- ① ふるさと文化財の森の設定及び解除に関すること
- ② その他、ふるさと文化財の森システム推進事業に関すること

(3) 構成

文化財建造物に必要な資材に関する幅広い識見を有する者7名程度で構成し、必要に応じて臨時委員を置く。

(4) 委員の任期

任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(5) 委員会の開催

委員会は原則として定例会と必要に応じて開く臨時委員会とする。

(6) 委員会の庶務

委員会に関する庶務は、文化庁文化資源活用課が担当する。

4. その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

ふるさと文化財の森システム推進事業普及啓発事業委託実施要項

平成24年6月15日
文化庁次長決定

1. 趣旨

本事業は、文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材（以下、「修理用資材」という。）の確保や当該資材に関する技能者の育成等に関する普及啓発活動、保存修理現場の公開等を通じて、文化財修理用資材等に関する国民的理解を図ることを目的とする。

2. 委託内容

ふるさと文化財の森、若しくはふるさと文化財の森センター、又は国宝・重要文化財建造物の保存修理現場等において、材料の育成、資材の採取・加工、文化財建造物における使われ方等に関する公開セミナー、講習会、体験、実演、保存修理現場の公開、展示、講演会等の事業を実施する。

3. 委託先

上記2について、企画・運營業務等を円滑に実施することができる団体。

4. 委託期間

契約日から契約期間満了日

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする団体は、別に定める業務計画書等を文化庁に提出する。
- (2) 文化庁は、上記(1)により提出された業務計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合は、当該団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・光熱水料・保険料・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた団体が契約書の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

委託を受けた団体が、業務を完了したとき（契約を解除したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書並びに業務成果報告書を作成し、完了した日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は上記7により提出された委託業務完了報告書並びに委託業務成果報告書に基づいて調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体に通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるように求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託した団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。